令和４年１２月７日

各　学　部　等　の　長　　殿

南九州・南西諸島域イノベーションセンター長

各学部等主催研究発表会における情報管理の徹底について

各学部等におきましては、研究発表会（学士論文、修士論文及び博士論文（最終発表会を除く）の発表会等）を実施される時期と思いますが、これらの発表会においてなされた発表内容及びこれらの関連情報が、参加者の不注意等により公開されますと、特許を取得できなくなるおそれがあります。

ついては、各学部等主催研究発表会（学士論文、修士論文及び博士論文（最終発表会を除く）の発表会等）に際し、発表内容に特許出願の可能性がある場合は、参加者に発表会の内容に関する守秘義務を定めた情報管理確認書（別紙）を説明又は閲覧させた上、署名させるとともに、主催者は発表会の配布資料とともに署名された情報管理確認書を保管し、情報管理確認書の写しを南九州・南西諸島域イノベーションセンター知的財産・リスクマネジメントユニットに送付願います。

なお、下記の各学部等主催研究発表会における情報管理に係る留意事項について併せて参照願います。

＜留意事項＞

１　研究発表会等の内容で、特許として出願できる段階まで進んでいないものであっても、基本的な考え方や技術的に推定される事項をいったん公表してしまうと、後になって得られた実験結果等を基に出願した際、その公表が公知例として引用され、新規性を満たさないという理由で特許を取得できなくなる可能性があることから、研究が進んでいない段階であっても新規な分野の研究に関する情報の管理には十分注意すること。

２　特許を受ける権利を有する者の意に反して公知となった発明や、特許を受ける権利を有する者の行為に起因して公知となった発明等については、特許法第３０条（新規性喪失の例外）の規定の適用対象となるが、欧州にはこのような新規性喪失の例外適用規定がないため、いったん公開されると欧州特許は取得できなくなること。

３　他人に自己の発表を基にした特許を取得され、発表した本人が特許を取得できなくなる等、不利益を被るおそれがあるため、研究内容の発表、公開を行う前に出願するよう周知すること。

４　可能な限り、研究発表会の冒頭において、管理責任者から情報管理確認書に署名する目的について参加者に説明の上、秘密情報管理の重要性について注意喚起を行うこと。
（別添：研究発表会の管理責任者となられる教員の皆様へ　参照）

５　コロナ禍で加速しているオンラインでの研究発表会においても、参加者には情報管理確認書に署名させること。また、パスワードによる参加制限を設けるなどして参加者の把握を徹底すること。
（別添：オンラインで研究発表会を実施する際の情報管理について【補足】　参照）

不明な点につきましては、下記の問い合わせ先にご照会ください。

問い合わせ先
研究推進部社会連携課知的財産係
　担当：河内迫、小湊
TEL：099-285-3878、7043（内線 3878、7043）
E-mail:tizai@kuas.kagoshima-u.ac.jp